

スーパービジョン・実践報告・研究報告・症例報告・事例検討等を行う際の事例取り扱いガイドライン

ソーシャルワーク研究会

2021年3月16日

本研究会において、スーパービジョン・実践報告・研究報告・症例報告・事例検討等を行う際、秘密保持の配慮の下にそれらを行うための事例取り扱いガイドラインをまとめた。

1 スーパービジョン・実践報告・研究報告・事例検討等における同意について

(1) 以下の場合、利用者本人等の同意を得ることなく、スーパービジョン等を行うことが可能である。

- 1) 特定の個人が識別されず個人情報とはみなされない場合（下記2（3）を参照）
- 2) 死亡している者の情報であって、家族等の個人情報であるとはみなされず、学術研究として報告を行うのでもない場合
- 3) 個人情報であっても、個人情報保護法の例外規定に該当する場合

(2) スーパーバイザー並びに報告者等は、事例を提出することについては、事前に利用者本人や所属施設（機関）の上等々に承諾を得られる場合は、承諾を得ることとする。なお、承諾を得る場合に、事例報告の対象となる個人に対し、スーパービジョン等の目的・意義、発表する内容とその方法を、本人が理解できるように十分に説明した上で、できるだけ同意を得なければならない。この場合に、同意しないことにより不利益を受けないこと、同意撤回の自由についても説明すること。また、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が、個人情報の取り扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得ること。

2 事例作成・取り扱いについて

(1) 事例作成のために利用者の個人情報を収集する場合は、目的に合わせて必要最小限の収集にとどめ、直接的に必要なない情報を収集しないようにする。

(2) 利用者以外から収集した情報については、その事実関係や客観性を確認した上で活用する。

(3) できる限り個人が特定されないよう、例えば以下のような方法で、プライバシーを保護しなければならない。

- 1) 個人特定可能な氏名、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
- 2) 住所は記載しない。生活史に関連する固有名詞はアルファベットを用いる（A市、B社など）。
- 3) 特に必要がない場合は、実年齢は記載せず、〇歳代等と表示する。
- 4) 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は月日を記載してよい。年については、発表者の関わり開始をX年とし、X+1年、X-1年といった記載を用いる方が望ましい場合もある。
- 5) 機関名等は、その施設名ならびに所在地を記載しない。イニシャルではなく、C病院、D市などとする。発表者が実践を行った施設は「当施設」等と表現する。

- (4) 研究会参加者は、研究会において実施するスーパービジョン・実践報告・研究報告・事例検討等において、提出された事例に関わる内容を外部に漏らさないように注意を喚起するとともに、研究会に参加することによって守秘義務の同意を得たものとする。
- (5) 本研究会において使用したスーパービジョンシート、症例報告書等の書式は、当該の研究会終了時に研究会参加者の責任において速やかに廃棄する。